

2 5 陳 情 第 6 号	2 0 1 3 年度国民健康保険料(案)に関する陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 5 年 2 月 2 8 日受理、平成 2 5 年 3 月 8 日付託
陳 情 者	新宿区北新宿————— ————— ————— 会長 —————

(要 旨)

- 1 2 0 1 3 年度国民健康保険料改定 (案) に反対してください。
- 2 2 0 1 2 年度で廃止される経過措置を継続してください。

(理 由)

2 0 1 3 年 2 月 1 5 日に東京 2 3 区・区長会がおこなわれ、2 0 1 3 年度国民健康保険料率 (案) (以下、1 3 年度国保料 (案)) が出されました。1 3 年度国保料 (案) では、賦課割合の均等割分を 1 % 引き上げたことにより、1 人分の均等割、医療分+支援金分が 1 2 0 0 円、介護分が 9 0 0 円、計 2 1 0 0 円値上げし、平均で 2 1 8 1 円上がることになります。特に、所得の低い世帯に重い負担となり、私たち区民は到底、納得はできません。

国保料 (案) では、区が示しているモデルケースの試算でも、年収 2 0 0 万円の年金受給者 (6 5 歳以上) 夫婦 2 人世帯では、現在 7 4, 3 1 9 円が 1 3 年度国保料 8 5, 8 8 6 円となり、新たな経過措置があっても 1 1, 5 6 7 円もの値上げとなります。経過措置がなければ 1 0 5, 5 3 2 円と大幅な値上げです。また年収 3 0 0 万円の給与所得者、4 0 歳未満の夫婦と子供 1 人の場合は、現在 2 3 1, 3 9 9 円が 2 5 7, 1 2 4 円となり、2 5, 7 2 5 円もの値上げとなります。

収入に比べて重たすぎる国民健康保険料が、ほぼ毎年値上げされ、払いたくても払えない、病院に行きたくても行けない事態が広がっています。区民生活が厳しくなっているもとで、低所得者に重い負担となる 2 0 1 3 年度の改定は、滞納者はさらに増やすだけです。窓口負担 1 0 割となる資格証明証は新宿区で過去最高 2 0 0 0 世帯を超えて発行され、差し押さえも行われています。なにより必要な医療の抑制が心配です。区民の大切な命と健康を守るべき本制度は、そもそも低所得者、高齢者、自営業者などが多く加入しており、公的な財政支援が前提にあります。

貴議会におかれましては、区民生活を守るため、1 3 年度国保料 (案) に反対し、来年度以降もこれまでの経過措置を講じていただくことを陳情します。